

留萌市議会意見箱設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市議会基本条例（平成26年留萌市条例第18号）第7条の規定に基づき、多様な手段を活用し広聴機能の充実・強化を図るための意見箱（以下「意見箱」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望等をいう。

(設置場所)

第3条 意見箱を設置する場所は、留萌市議会（留萌市役所1階ロビー）及びるもいプラザ2階（まちなか賑わい広場）の2箇所とする。

(利用)

第4条 意見箱を利用しようとする者は、意見を別記様式に記入して投かんするものとする。

(意見の活用)

第5条 前条の規定により投かんされた意見については、議会又は議員活動の参考とするものとし、留萌市議会内ネットワークを通じて、各議員に周知する。

2 各議員は、前条の規定により投かんされた意見の内、有意義な意見であると認められるものに関しては、議会活動への反映に努めなければならない。

(回答及び公表)

第6条 第4条の規定により投かんされた意見に係る議会の対応については、提出者に回答はしないものとする。

2 意見箱に投かんされた意見の件数及びその概要に関しては、毎年、その実績をホームページ等で公表するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見箱の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

